# 区のお知らせ

足立区
企画室
☎（882）1111
足立区千住一丁目50


**人口調べ**
（昭和46年2月1日現在）

| | |
|---|---|
| 世帯 | 180,145 |
| 男 | 295,141 |
| 女 | 283,548 |
| 計 | 578,689 |

（前月より758人増加）

**行政相談**
役所の仕事のことで、困っていたり、苦情やご意見等がありましたら、ご相談・お申出ください。行政監察事務官や行政相談員が、それらをお受けします。相談日は毎月第二木曜日／午後1時～4時区役所（1階）区民相談室。

## 鹿浜に福祉センター完成

### 4月1日開設予定　福祉事務所新設

### 近く老人・児童施設も

かねてから建設が進められていた、西部区民福祉センターが完成の運びとなり、いよいよ四月に開設されることになりました。この施設は、中部、東部につづいてできた、三つめの福祉センターで、老人娯楽施設、ホール、児童館、福祉事務所などの福祉施設が整った地域センターです。福祉センターは四月中に、福祉事務所は四月一日にそれぞれ開設される予定です。

このセンターは、去年の四月一日に着工されたもので、鹿浜二丁目二四一二に総工費約一億三千万円をかけて造られました。規模は鉄筋コンクリート三階建てで、敷地面積約三、九六七平方メートル、建て面積延べ約二、五七二平方メートル、全館冷暖房完備です。

**一階**は、三百名収容の大ホール、老人のための四十名収容の和室、百二十名収容の集会室、男女各十名収容の浴室および十五名収容のトレーニング室。集会室には、ステージがあり踊りなどの演芸が楽しめます。浴室では、日本庭園をながめながら入浴ができます。トレーニング室には、老人に若さを取りもどしてもらうため、ビューティサイクルや漕艇運動練習機などが備えられます。

**児童館**には、それぞれ三十名収容の卓球室、音楽室、図工室、卓球室には、卓球台四台。音楽室には、エレクトーン、オルガン、ステレオなどが備えられます。

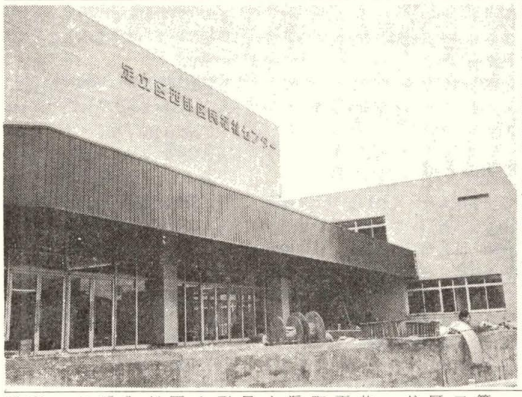


**二階**は、福祉事務所、百名収容の大会議室、二十五名収容の小会議室、三十五名収容の和室、それに二十八名、三十三名収容の一般用と児童用の図書室。写真は、完成まいそぐ西部区民福祉センター

**西部福祉事務所の管轄区域**

西部福祉事務所の管轄区域は、第十二出張所～第十四出張所、第二十出張所の区域と第九張所の区域の一部で、町名は、次のとおりです。

**西部福祉地区**●西新井町、西新井一～六丁目、西新井本町一～五丁目、高野町、上沼田町、下沼田町、北宮城町、加賀皿沼町、北鹿浜町、鹿浜一～五丁目、堀之内一～三丁目、谷在家町、椿一～二丁目、江北一～四丁目、舎人一～五丁目、舎人町、入谷町、古千谷一～五丁目、古千谷町、新田一～三丁目。この地域におすまいのかたが、生活保護相談・保育園の入園申込み、身体障害者・精神薄弱者相談などは、西部福祉事務所が受け付けます。

なおほかに、保塚町、東栗原町、東島根町が東部福祉事務所の管轄区域となります。

## 申告期限は3月15日

### 住民税・事業税・所得税

ことしの住民税、事業税、所得税の申告期限は三月十五日です。毎年、期限まぎわになりますと、たいへん混雑しますので、お早めに申告してください。この申告をしませんと、不利になる場合がありますので、必ず期限内に申告されるようお願いします。

**ご注意**①区から住民税の申告書を送られたかたで、申告義務のないかたは、お手数でもその旨を区役所課税課にご連絡ください。②税務署から送られた申告書にはあなたの納税者番号が記してありますので、その用紙で提出してください。なお申告書は電算処理をしますので、氏名にはフリガナをつけてください。

### 住民税の出張受付け

次の日程で、お近くの出張所に課税課職員が出向き、住民税の申告を受け付けます。ぜひご利用ください。

▼3月9日、10日＝常東、第三／第十二の各出張所

▼3月11日・12日＝第十三／第二十、東綾瀬、東栗原の各張所

※受け付け時間はいずれも午前九時から午後四時まで。

▽**おわび**＝二月号二ページ「申告書の書き方」の「課税される人は」中「区内に事務所や事業所、家屋敷などがあって、区内に住んでいる人」とありますのは「区外に住んでいる人」の誤まりですので、訂正します。

○**都税**
個人事業税申告期限は三月十五日です（所得税の確定申告を済ませたかたは不要）。

○**固定資産税の台帳閲覧**
土地や家屋の価格評価替えにより三月二十日（土）まで固定資産税の課税台帳をお見せしております。不動産をお持ちのかたは、ぜひご覧ください。場所は、都足立税務事務所☎八八二―二二一一。

### ■米飯提供業者の登録

飲食店（一般食堂・すし屋・日本そば・中華料理他）等で、米飯を提供している業者の方は、早めに登録を受けてください。

**受付場所**＝区役所経済課商工係

**申請書**＝申請用紙は商工係にあります

**手数料**＝更新登録　四百五十円
新規登録　九百円

なお、登録申請の際は保健所の営業許可証と印鑑をご持参ください。くわしくは、経済課商工係へ。

## 統一地方選挙と投票

四月十一日には、東京都知事選挙と足立区議会議員選挙が同時に行なわれる予定ですが、この選挙は、国会議員の選挙と異なり（選挙人名簿に登録されている人でも）次のように投票資格が相違しています。

**一、足立区議会議員選挙**

○投票できる人
昭和二十六年四月十二日までに生まれ、
昭和四十五年十二月十五日までに転入届出をし、
投票日までに引き続き足立区内に居住している人。

○投票までに足立区から転出された場合は区議会議員選挙の投票はできません。

**二、都知事選挙**

○足立区で投票できる人
区議会議員選挙の投票ができる人と、
足立区の選挙人名簿に登録されている人が、引き続いて都内の区市町村に転出し、転出先の選挙人名簿に登録されない人。
この場合、転出先の区市町村長が発行する証明書を持参する必要があります。

○足立区外で投票できる人。
都内（足立区は除く）の区市町村の選挙人名簿に登録されている人が、その区市町村から、昭和四十五年十二月十六日以後足立区に転入し、投票日現在引き続き足立区に居住している人。
この場合、足立区長発行の証明書を持参して、前の区市町村の所属の投票所へおいで下さい。

○投票日までに都内から他道府県へ転出された人は、都知事選挙の投票はできません。

区内には、四四六箇所の掲示場が設けられますが、この掲示場は選挙公営の一つとして設置されるものですから大切にしてください。

もしも、掲示場やそこに貼られている掲示物を破損したり汚損しますと罰せられますから注意下さい。

なお、この掲示場の設置にあたり、区民のみなさんに場所の提供をいただきありがとうございました。

**時間**　午前八時三〇分から午後五時まで

**場所**　足立区選挙管理委員会（区役所三階）

なお、この期間中、土曜日の午後及び日曜日を除き、区役所の各出張所でもお見せいたします。

**公営ポスター掲示場についておねがい**

東京都知事選挙における候補者の選挙運動用ポスターは、選挙管理委員会であらかじめ設置した公営掲示場に掲出することになります。

区内には、四四六箇所の掲示場が設けられますが、この掲示場は選挙公営の一つとして設置されるものですから大切にしてください。

もしも、掲示場やそこに貼られている掲示物を破損したり汚損しますと罰せられますから注意下さい。

なお、この掲示場の設置にあたり、区民のみなさんに場所の提供をいただきありがとうございました。

**期間**　三月十七日から三月二十一日までの五日間

**縦覧は**　追加登録ともなう縦覧は、次により行ないます。

**時間**　午前一時三十分から午後一時三十分

**催しもの**＝歌・紙芝居・劇・楽器演奏・映画（メイフラワー号のねずみ）

▼**申し込み、問い合わせは**＝同センター事業係へ（月曜日は休館）。☎六〇五―七一〇一。

### ■追加登録と縦覧

統一地方選挙に使用する選挙人名簿への追加登録は、三月十六日に行なわれます。

これにより登録される人は次のとおりです。

一、新有権者
○昭和二十五年九月三日から昭和二十六年四月十二日までに生まれた人で、
○昭和四十五年十二月十五日以前から足立区に転入の届出をされていて、
○昭和四十六年三月十五日現在引き続き当区に居住している人。

二、転入した方
○昭和四十五年十二月十五日までに転入の届出をした人で、
○昭和四十六年四月十二日までに生まれた人で、
○昭和四十六年三月十五日現在引き続き当区に居住している人。

**毎月第三日曜日は足立区民「家庭の日」です。**
少なくとも月に一度は親子で話し合いを

### ■趣味の教室

東部区民福祉センター（東綾瀬一丁目五―一七）では、次のとおり楽しみながら基礎的な知識や技術を身につけられる「教室」を開きます。

**文学教室**《堤中納言物語》日時＝三月十日（水）午後一時三十分　講師＝阿川昔氏

**絵画教室**《花と人》日時十三日（土）午後一時三十分・二十七日（土）午後一時三十分　講師＝木村林吉氏

**手芸教室**《縫いぐるみ人形ヒョッコリヒョウタン島》日時＝十七日（水）午後一時三十分・二十三日（火）午前十時　講師＝西村なおみ氏　材料費九百二十円

**生花教室**《古流》日時十九日（金）午前十時　講師＝岩佐マチ氏　材料費二百円（ハサミ持参）

**美術教室**《ドライポイント》日時＝二十日（土）午後一時三十分　講師＝久保勝哉氏

**料理教室**《季節のお総菜》日時＝二十三日（火）午後一時三十分　講師＝宮原博子氏

**ひなまつり子供会**

**日時**＝三月七日（日）午後一時三十分

**催しもの**＝歌・紙芝居・劇・楽器演奏・映画（メイフラワー号のねずみ）

▼**申し込み、問い合わせは**＝同センター事業係へ（月曜日は休館）。☎六〇五―七一〇一。

### ■卓球大会

**日時**＝三月三十一日（水）午前九時＝小学生　午後一時＝中学生

**対象**＝小・中学生参加自由　**会場**＝中部区民福祉センター

**申し込み期限**＝二十八日（日）お申し込み、問い合わせは＝直接同センターへ（月曜日は休館）☎八八九―一四八一。

### ■第24回都民体育大会　足立区予選会

**参加資格**＝足立区内在住、在勤、在学生

**会期**＝四月四日（日）～二十九日（月）

**会場**＝区内各施設

**競技種目**＝陸上競技・柔道・卓球・庭球・相撲・弓道・エアーライフル・クレー射撃・バドミントン・野球・排球・剣道・籠球・サッカー、なぎなた・山岳・空手・釣魚

**申し込み、問い合わせは**、社会教育課体育係および各競技団体（連盟、協会）まで。

### ■高齢者の職業相談開設

区社会福祉協議会では、都社会福祉協議会墨田高齢者無料職業紹介所と共催で、四月から高齢者の求人、求職出張相談を行ないます。料金は無料です。

**（相談内容）**だいたい六十五歳以上の男女を対象とする事務、経理、軽作業、家事手伝いなど高齢者に向く仕事の求人、求職相談。

**（相談日）**毎月（十二月を除く）第四火曜日。但し、祝日にあたる日は第三火曜日。時間は午前十時から午後三時。

**（場所）**区役所一階相談室。

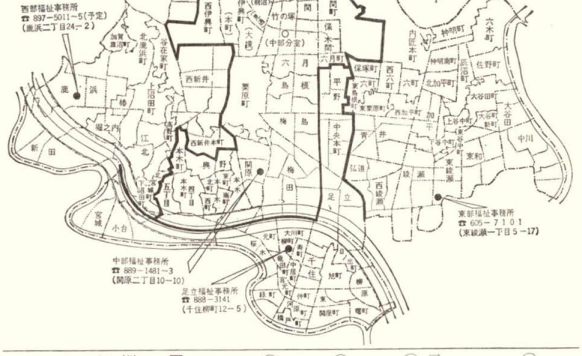

# 区内全道路と水路を測量

## 年次計画で 現況と実態をつかむ

区では、道路や水路がどのように走っているか、舗装状況は、水道管やガス管はどこに埋まっているか――など、道路に関連するすべての事項をもうらした「道路台帳」をつくることにしました。そのため第一次実施計画のうちの一つとして、近く、区全域（一部地域を除く）にわたって測量を行ないます。測量の方法は、航空測量と実地（地上）測量の二つを併用し、四十七年度までに、道路と水路の現況図を完成させる予定です。

**動く道路をとらえる**

一般的に、道路があれば、そこが道路だと思われがちですが、見たところ道路であっても道路敷地でなかったり、道路のないところに正しい道路敷地があったりする場合もあります。

これは、足立区に開拓者が移住し、だんだんと集落ができ始まってきた時代から今日にいたる間に様ざまな変化が繰り返されたことがおもな原因です。そのうえ、道路の幅や長さ、区域などが現地にハッキリ表示されていないことも道路様態の複雑化に拍車をかけたということができます。

現在、国道や都道を除いた区道は、長さ七〇〇㌔㍍（東京―広島県福山市間の距離に相当）、面積三三七万平方㍍（後楽園球場の六十一倍）あり、舗装率は六七パーセント。また水路も長さ二七六㌔㍍（東京―浜松間）あるとされています。

このように道路や水路がたくさんあると、管理の目がゆきとどかず、区民の皆さんにご迷惑をおかけしていることが、たびたびあると思います。

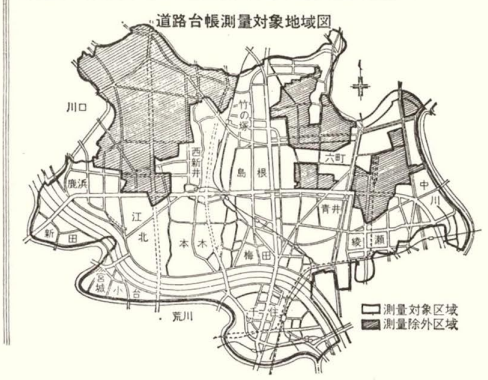


これに伴い、ことしの二月中旬から、測量法に基づいた公共測量にはいりました。

**四十七年度までに現況図作成**

そこで、区では四十五年度を当初とした「道路台帳作成第一次実施三か年計画」を立て、四十七年度末までに、区内の道路と水路の現況図（縮尺五百分の一）をつくり、その実態をつかむことにしました。

ただし、次の地域は、道路などが、すぐ変わったりするので、測量の対象からはずしました。

① 現在、区画整理中で、まだ街区ができあがっていない地域

② 一～二年中に区画整理が行なわれる予定の地域

③ 他の機関が公共測量を行なう予定の地域（別図参照）

以上が「第一次実施三か年計画」のおもな内容ですが、第二次実施計画以後、地下に埋まっている水道管やガス管、電線などの調査や道路管理区域調査などを行なっていく予定です。

この「道路台帳」が完全にできあがると、街路灯などの分布や道路の舗装状況などがひと目でわかりやすくなるほか、水道・ガス管、電線などが、どこに、どの深さで埋まっているかがすぐわかり、大阪のガス大爆発などの事故も防ぐことができます。

しかし、これらの調査には、非常にむずかしい面があり、短期間にできるものではありません。

区では「道路台帳」が、土木行政の基礎となるばかりではなく、ひいては区民の皆さんの生活環境として区の重点施策の一つに取りあげ、積極的に事業を進めていく考えです。

**立ち入り調査にご協力を**

この測量を行なうに当たり、測量士が私道や門内に立ち入ることがあります。また、駐車している車や路上に出ている商品棚、ある区域の広い当区においては、いまだに多くの空地があります。このため雑草が繁茂し、カやハエの発生、ゴミの不法投棄、火災の発生などの原因ともなり、さらに青少年の非行の場にもなりやすい状況です。

これを是正するため昨年十二月十日「空地管理の適正化に関する条例」（通称・草刈条例）が制定されました。

この条例は、所有者あるいは管理者にあき地の適正な管理を義務づけることを目的としているものです。

あなたの所有する空地で、雑草がはえている場合には、付近のかたの立場を考え、健康で快適な日常生活ができるように、さっそく刈り取ってください。みなさまのご協力をお願いします。また、無料貸出しの草刈機を用意しましたので、ご利用ください。

もし、自分で刈り取りができない場合は、区が委託を受けます。その場合、区が費用の一部を補助しますが、申込者は一平方㍍につき、二十五円の委託料を負担していただきます。

現在住んでいる付近に雑草が繁茂し、そのために迷惑を受けているかたはご連絡ください。

申込み、問い合わせは区役所区民部管理課保健衛生係まで。

## 空地から雑草を なくしましょう

## 交通災害共済四月に改正

### 掛金二百円が三百円に

二十三区が共同で実施している「交通災害共済」が、四月一日から改正になります。年額ひとり二百円であった掛金が三百円に、見舞金も最高五十万円が六十万円にそれぞれ引き上げられます。

ただし、改正前に二百円の掛金で加入された方の見舞金はいままでどおりです。（死亡の場合＝五十万円　負傷の場合＝程度に応じて十万円～二十円）

**改正後の見舞金額**

□死亡……六十万円　□不具廃疾（例―両眼失明、半身不随など）……三十万円　□全治六か月以上の継続入院治療を要した傷害……十五万円　□三か月以上の継続入院治療を要した傷害……七万円　□六か月以上の治療を要する傷害……四万円　□三か月以上の治療を要する傷害……三万円　□一か月以上の治療を要する傷害……二万円　□一週間以上の治療を要する傷害……五千円　□一週間未満の治療を要する傷害……二千円

万一の交通事故にそなえて、ご家族そろって「区民の交通災害共済」に、ぜひご加入ください。加入はいままでどおり、区役所、出張所の自動発行機でどうぞ。

くわしいことは、区役所交通災害共済窓口（区民課区民係）へ。

## 火災による 焼死者続発

最近、火災による死者が激増しております。各ご家庭、職場では、次のことを守り、出火防火と火災による焼死者をなくしましょう。

特に春先は、強風と異常乾燥で火災が起こりやすくなっております。

①家族で、防火について話し合いましょう。

②非常口には二か所以上をきめておき、避難の方法を考えて、訓練しておきましょう。

③家庭や職場に、消火器や水バケツを備えましょう。

千住消防署
西新井消防署

## 新入学児童の おかあさんがたへ

桜の花もほころびかけてくることも大切です。新しい持ち物に記名するにしても、子どもの前で生を見かけます。足区でも一万人以上もの小学校一年生が誕生します。新入学にあたって、お子さんのことをみなさんとともに考えてみましょう。

**自立性と社会性を**

親から離れて見知らない友だちとまじわるのでは、子どもたちはかなり緊張しています。

何かしても、多くの友だちができるのに自分ができないと、いらいらしてしまいます。あせらずに、だんだんと自分のことは自分でするようにしむけていきたいものです。一年生になった喜びを生かして、一々言われなくても顔を洗ったり、自分で着がえたりする習慣をつけていきましょう。

同時に、みんなと仲よくやっていけるように配慮してやりたいものです。夕飯のひとときには、学校でどんなことがあったか子どもと話し合い、よい相談相手になってやりましょう。一年生といっても、まだまだ自分本位の考えからぬけきれません。友だちのようすをきいたり、ほかの人の立場になって考えていく力を、話し合いの中で育てていきましょう。

また、何でもしてやってしまうのではなく、子どもができないことでも子どものいる前でしてやるとことと、町なみに新しい服を着た一と言えば、なぜ記名するかを考えさせることも必要です。

**学校との連絡を**

初めのうちは、先生もなかなかひとりひとりの特徴や気持ちがみとめません。陽気な子どもたちが先生を取り囲んでいたり「はい、はい」答えたりするのを、内気な子どもは黙って見ています。そのうち学校がいやになってくる子もあり、ますます消極的になってしまう子もないではありません。何かあったら、まず先生に相談してみることが必要です。わが子のようすをよく見守り、早いうちに対策を考えることが大切です。

**交通安全を**

一学期は一年生の事故が少なくありません。ふだんからよく交通安全の必要性を教えて、あぶない遊びをしていたら、わが子でなくても注意してやりたいものです。見知らぬ人に声をかけられてもついていかないように注意しておくことも必要です。

**十分な睡眠と栄養を**

入学は、子どもにとって大きな喜びですが、同時にかなりの負担にもなっています。テレビを見すぎて夜ふかししないように十分に睡眠をとってやり、栄養もよくつけてやりましょう。一番大切なのは、子どもが何でもうちあけられるように、いつも心を開いておいてやることです。仕事をしていても、心は子どもから離れないことが大切です。

## 都住入居者募集（地元割当）

### 四月募集を繰りあげ

足立区に割り当てられた都営住宅四百十七戸分の入居者募集を三月二十五日（木）から三十一日（水）まで行ないます。

申込み用紙は、区役所区民部管理課、第二庁舎、各出張所でさしあげますが、受付は区民部管理課だけです。郵送による申込みは、三月三十一日の消印があり、四月二日までに足立郵便局に到着したものに限り有効です。

なお、今回の募集分は、先にチラシ等で四月五日から十日までとお知らせしたものが、繰りあげられたものです。おまちがいのないようお申込みください。

申込み用紙を受けるときは、新しい「米の通帳」が必要です。あらかじめご用意ください。

今回募集する住宅の戸数と所在地は、次のとおりです。

（　）は地区番号

**第一種**＝二百二十六戸
（一）花畑町三四三〇ほか＝百四十四戸
（二）江北一―五＝四十六戸
（三）江北六―一五＝三十六戸

**第二種**＝百九十二戸
（二十一）江北一―五＝二十六戸
（二十三）江北六―一五＝十六戸
（二十四）花畑町三四三〇＝百四十九戸

くわしくは、区民部管理課へ。

## 都政モニター募集

都政について、みなさんから意見、要望などをおききする「都政モニター」を次により募集しています。

**▼応募できる方**＝満二歳以上の方で、都内に三か月以上住んでいる。（都区の議員職員は除く）

**▼募集人員**＝五〇〇人

**▼任期**＝本年四月から一年間

**▼謝礼**＝年額八四〇〇円（予定）

**▼しごと**＝①年十二回のアンケート回答、その他意見、要望、②年三回程度の会議

**▼応募方法**＝住所・氏名・年齢・性別・職業をはっきりご記入のうえ、作文「わたくしたちの生活と都政」四〇〇字程度を添えてお申し込みください。締め切りは三月十五日まで。**▽あて先**＝千代田区丸の内三―五―一　東京都広報室都政モニター係（〒一〇〇）電話二二一―五一一―一内線二三七三直通二二一―五七六〇

**▼募集締め切り**　三月十三日（土）

**▼申し込み**　希望する訓練校または公共職業安定所

**▼特典**　授業料無料・就職あっせん

**▽問い合せ**

足立専修職業訓練校（綾瀬五―六―一）六〇五―六一四六

足立公共職業安定所（千住河原町五―一）八八二―一二八七

## お礼

区の育英資金に、次のかたから多額の寄付がありました。

▽坂田善吉さん＝六月町二一三四―五　▽区議会議員自民党一期生

## ■ アルバイト募集（男子）

薬剤散布作業のアルバイトを募集します。年齢は十八歳以上　期間は、三月十五日から九月三十日まで　賃金は一日千四百円（四月から千七百円）　勤務は毎日、ただし日曜・祝日は休み、土曜日は半日　申し込み、問い合わせは区民部保健衛生係へ。

## ■ 専修職業訓練校生徒募集

都立の専修職業訓練校では、四月入校の専修課程および高等課程の生徒を募集しています。（高等課程は、本年四月から新たに設けられる課程で、基礎的技能から専門的分野の高度な技能まで、訓練を行ないます。）

**▼訓練校別、募集科目**

**足立**　テレビ技術・自動車整備技術・機械・電気工事・木工・塗装・経理事務・トレース・自動車整備

**王子**　めっき技術・機械・機械検査・溶接・自動車整備・トレース

**江東**　溶接技術・電気設備・電子計算機・建築製図・溶接・自動車整備・配管・タイル施工・広告美術・事務管理・建築設備

**赤羽**　機械技術・冷凍空調・電気設備・測量・オフセット印刷・和文タイプ

**江戸川**　機械製図・化学分析・自動車整備技術・機械・溶接・洋裁・自動車整備・タイプ・トレース

**▼募集締め切り**　三月十三日（土）

**▼申し込み**　希望する訓練校または公共職業安定所

**▼特典**　授業料無料・就職あっせん

**▽問い合せ**

足立専修職業訓練校（綾瀬五―六―一）六〇五―六一四六

足立公共職業安定所（千住河原町五―一）八八二―一二八七

## ▼ 引揚者特別交付金の 請求はお済みですか

引揚者特別交付金の請求期限は今月の三十一日です。期限を過ぎますと、請求する権利がなくなります。請求もれのないよう、お早めに手続きを済ませてください。くわしくは、福祉課援護係へ。

## ▼ 国民健康保険 被保険者のかたへ

保険料の納入につきましては、毎月みなさまのご協力をいただいております。四十五年度も三月をのこすのみとなりました。何かの都合により、保険料の納入がおくれているかたは、ぜひ今月中に完了してくださるようお願いいたします。なお、不明な点がありましたら国民健康保険課へ。

## ▼ し尿浄化そうの届出

し尿浄化そうを設置するには知事へ届出が必要です。▽建物新築の際に設置する場合は建築確認の手続ですみます。▽くみ取り便所を浄化そうに改造する場合は、保健所を経由して知事に届け出をしてください。くわしくは、都清掃局施設部管理課検査係へ　〒二一二―五一一一

■火災の発生しやすいシーズンです。「火の元」に十分ご注意を。